

。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）（第七十一条関係）

改 正 案	現 行
（定義等） 第二条 （略） 2 6 （略） （削る。） （磁気ディスクによる届出等） 第二十条 主務大臣は、第五条第二項の規定による届出又は第六条第一項若しくは第八項の請求については、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）により行わせることができる。 2 主務大臣は、第六条第四項又は第五項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。	（定義等） 第二条 （略） 2 6 （略） 7 この法律において「電子情報処理組織」とは、主務大臣又は都道府県知事の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第五条第二項の規定による届出をしようとする者又は第六条第一項若しくは第八項若しくは第十条第一項の規定による請求をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 （電子情報処理組織の使用等に関する事項） 第二十条 主務大臣は、第五条第二項の規定による届出又は第六条第一項若しくは第八項の請求については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）により行わせることができる。 2 主務大臣は、第六条第四項又は第五項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスクによ

(削る。)

(削る。)

3 主務大臣は、第十条第一項の請求又は第十一条の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(主務大臣等)

第二十二條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

り行うことができる。

3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第五条第二項の規定による届出又は第六条第一項若しくは第八項の請求が行われた場合には、当該届出のうち第五条第三項の規定により都道府県知事を経由して行われたものについては当該都道府県知事の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該都道府県知事に、当該届出のうち第六条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るもの又は同項若しくは同条第八項の請求については主務大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該主務大臣に、それぞれ到達したものとみなす。

4 第二項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた第六条第四項又は第五項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、第六条第一項又は第八項の請求をした者の使用に係る入出力装置に備えられたファイルへの記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該請求をした者に到達したものと推定する。

5 主務大臣は、第十条第一項の請求又は第十一条の規定による開示については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(主務大臣等)

第二十二條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二条第七項の規定による指定、第十条第一項の規定による請求及

一 第三条第一項の規定による化学物質管理指針の策定、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による公表に関する事項（同条第二項第四号に掲げる事項に係るものを除く。）については、経済産業大臣及び環境大臣

二 第三条第一項の規定による化学物質管理指針の策定、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による公表に関する事項（同条第二項第四号に掲げる事項に係るものに限る。）については、経済産業大臣

三 第五条第二項の規定による届出、第六条第一項の規定による請求、同条第三項の規定による通知、同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による決定及び通知、同条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長、同条第八項の規定による請求、第七条第一項から第三項までの規定による通知、同条第四項及び第五項の規定による説明、第八条第二項及び第四項の規定による通知並びに同条第五項の規定による集計及び公表に関する事項並びに第二十条第一項及び第二項に定める事項については、当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣

四 第十条第一項の規定による請求及び第十一条の規定による開示に関する事項並びに第二十条第三項に定める事項については、経済産業大臣、

び第十一条の規定による開示に関する事項並びに第二十条第五項に定める事項については、経済産業大臣、環境大臣又は当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣

二 第三条第一項の規定による化学物質管理指針の策定、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による公表に関する事項（同条第二項第四号に掲げる事項に係るものを除く。）については、経済産業大臣及び環境大臣

三 第三条第一項の規定による化学物質管理指針の策定、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による公表に関する事項（同条第二項第四号に掲げる事項に係るものに限る。）については、経済産業大臣

四 第五条第二項の規定による届出、第六条第一項の規定による請求、同条第三項の規定による通知、同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による決定及び通知、同条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長、同条第八項の規定による請求、第七条第一項から第三項までの規定による通知、同条第四項及び第五項の規定による説明、第八条第二項及び第四項の規定による通知並びに同条第五項の規定による集計及び公表に関する事項並びに第二十条第一項及び第二項に定める事項については、当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣

2	環境大臣又は当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣
2	(略)